

大分県報

令和七年
第六〇六号
五月九日

（金曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可（二件）……………一
付保義務の発生……………一

公告

令和七年度毒物劇物取扱者試験の実施……………一
開発行為の完了……………一

○告示

示

大分県告示第二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和七年五月九日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

玖珠町土地改良区

玖珠郡玖珠町

令七・四・二二

大分県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した

令和七年五月九日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

土地改良区名	所在地	認可年月日
女子畑土地改良区	日田市	令七・四・二二

大分県告示第二百三十二号

別府市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年五月九日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

○公告

告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。

令和七年五月九日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

一 試験の日時

令和七年八月五日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階正庁ホール

大分県庁舎新館十四階大会議室

大分市豊饒二丁目十一番三号

公益社団法人大分県薬剤師会

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

1 筆記試験

令和七年五月九日

大分県報（告示・公告）

一

<p>(一) 毒物及び劇物に関する法規</p> <p>(二) 基礎化学</p> <p>(三) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。2において同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法</p> <p>2 実地試験</p> <p>毒物及び劇物の識別及び取扱方法</p> <p>五 提出書類</p> <p>1 受験願書（大分県福祉保健部薬務室ホームページからダウンロードすること。また、大分県福祉保健部薬務室及び各保健所（保健部）でも配布する。） 正副各一通</p> <p>2 履歴書（大分県福祉保健部薬務室ホームページからダウンロードすること。また、大分県福祉保健部薬務室及び各保健所（保健部）でも配布する。） 一通</p> <p>3 戸籍抄本 一通</p> <p>4 写真（左記の条件を満たすもの） 一枚</p> <p>(一) 受験願書提出前六箇月以内に撮影したものであること。</p> <p>(二) 正面、上半身、無帽のものであること。</p> <p>(三) 縦四センチメートル、横三・五センチメートルのものであること。</p> <p>(四) 裏面に氏名及び生年月日を記入すること。</p> <p>六 書類の提出先</p> <p>1 県内居住者（郵便による申込みは、受け付けない。） 県内各保健所（保健部）</p> <p>2 県外居住者（郵便による申込みも受け付ける。） 大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号 八七〇―八五〇一） 大分県福祉保健部薬務室</p> <p>七 受付期間及び受付時間</p> <p>1 受付期間 令和七年五月二十六日（月曜日）から同年六月六日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。</p> <p>2 受付時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで</p>	<p>八 受験手数料 一万五百円（受験願書提出の際に現金で納入すること。）</p> <p>九 その他</p> <p>1 その他詳細については、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。</p> <p>2 応用化学に関する学課修了者については、既に資格取得要件を満たしている場合があるため、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。</p> <p>~~~~~</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。</p> <p>令和七年五月九日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 開発区域に含まれる地域の名称 中津市大字万田字万田前三百七十一番一ほか十九筆及び三百八十二番一ほか一筆の各一部並びに三百七十一番一ほか二筆の各地先里道及び三百七十一番二ほか一筆の各地先水路（一工区）</p> <p>二 開発区域の面積 六千四百十二・二七平方メートル</p> <p>三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 中津市大字万田三百九十一番地一 株式会社スーパ細川 代表取締役 細川 唯</p> <p>四 完了検査年月日 令和七年四月十五日</p>
--	---